

(案)

第6次日向東臼杵広域連合広域計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



令和8(2026)年2月

日向東臼杵広域連合

目 次

広域計画の改定にあたって	1
日向東臼杵広域連合の概要、計画策定の趣旨、計画の基本方針	
1 広域計画の期間及び改定に関する事	3
2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事	3
3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事	7
4 火葬場の設置、管理及び運営に関する事	10
●資料編	
○ 根拠法令等	14
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程	15
○ 策定体制	16
○ 策定経過	16
○ 日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会委員名簿	17
○ 日向東臼杵広域連合設立経緯及び経過	18
○ 日向東臼杵広域連合組織図	20

広域計画の改定にあたって

1. 日向東臼杵広域連合の概要

平成 13（2001）年 4 月、日向市、東臼杵南部の旧 1 市 2 町 5 村は、圏域の共通する課題に対応していくため、「日向地区衛生施設組合」を発展的に解散し、「日向東臼杵南部広域連合」を設立しました。

平成 17（2005）年 4 月には、建替えを進めていた「日向地区斎場東郷霊苑」（以下「東郷霊苑」という。）の供用を開始し、また、平成 18（2006）年 2 月に、し尿処理施設の事務を日向市に承継するなどし、平成 18（2006）年度からは、最終処分場、火葬場及びごみ処理施設の設置及び管理運営の 3 つの事務を行っています。

平成 26（2014）年 4 月に、名称を「日向東臼杵広域連合」とし、現在は、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の 1 市 2 町 2 村（以下「関係市町村」という。）で構成されています。

2. 計画策定の趣旨

広域計画は、広域連合が総合的かつ計画的に施策を実施するため、地方自治法第 291 条の 7 にその作成が義務付けられています。

計画に記載する項目については、日向東臼杵広域連合規約第 5 条で定められている次の項目になります。

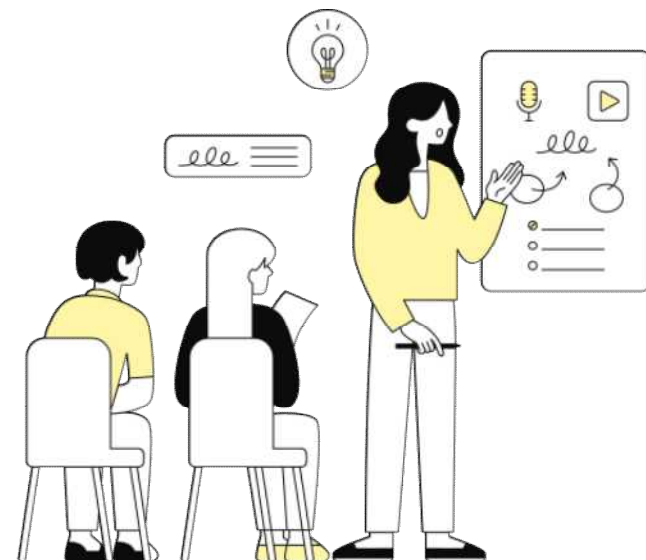
- (1) 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- (2) 火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- (3) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- (4) 広域計画の期間及び改定に関すること。

3. 計画の基本方針

「第5次日向東臼杵広域連合広域計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）が、令和7（2025）年度をもって計画期間満了となることから、これまでの5年間の事務事業を検証し、現行計画を見直しました。

広域連合は、圏域住民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び住民福祉の増進を図るため、次の4つを基本方針とします。

- 1 安全で安定した施設の管理、運営及び設置
- 2 事務事業の効率化、公平化
- 3 住民サービスの向上
- 4 関係市町村や関係機関・団体との連携の充実



1 広域計画の期間及び改定に関すること

広域計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とし、その後は、5 年間を単位に計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、事務事業の追加等変更の必要が生じた場合は、議会の議決を経て改定するものとします。

2 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること

【経 緯】

一般可燃ごみ焼却処理施設である現在の清掃センターは、平成 3（1991）年 3 月に日向市、門川町及び旧東郷町で組織する日向地区衛生施設組合において設置され、平成 12（2000）年 4 月からは旧南郷村、旧北郷村、諸塚村も同組合に加入し、平成 13（2001）年 4 月 1 日から、本広域連合が事務を承継しています。

また、平成 19（2007）年度には、単独処理を行っていた美郷町旧西郷区及び椎葉村が本事務に加入し、圏域内における共同処理体制が整いました。

施設の管理運営については、平成 11（1999）年 4 月からダイオキシン類削減対策として 24 時間完全連続運転を実施し、運転管理業務は民間に委託しています。

また、平成 12（2000）、13（2001）年度に、排ガス高度処理施設、灰固形化処理施設の新設を含めた基幹的施設整備事業を行い、公害防止機能の向上を図っています。

平成 20（2008）年度には、安全で安定した処理能力を確保しながら施設の延命化を図るなどの目的で、「焼却処理施設延命化長期計画書」（計画期間：平成 21（2009）年度～30（2018）年度）を策定しました。

平成 22（2010）年度に、国の循環型社会形成推進交付金制度が創設されたことから、同制度を活用し施設の基幹的設備改良事業を行うこととなり、「循環型社会形成推進地域計画」と「長寿命化計画書」（計画期間：平成 22（2010）年度～35（2023）年度）を策定しました。

これにより、平成 22（2010）年度から 26（2014）年度にかけて、清掃センターの主要設備である燃焼設備、排ガス処理設備などの基幹的設備改良工事を行いました。

平成 29（2017）年度には、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理の推進を図るとともに、住民の生活環境を確保し、速やかに復旧・復興をしていくことを目的とする「日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画」を策定しました。

令和 5（2023）年度には、地方債一般廃棄物処理事業を活用し施設の基幹的設備改良事業を行うこととなり、「長寿命化総合計画書」（計画期間：令和 6（2024）年度～20（2038）年度）を策定しました。

これにより、令和 6（2024）年度から 8（2026）年度にかけて、清掃センターの主要設備である受入・供給設備、燃焼ガス冷却設備などの基幹的設備改良

工事を行っています。

令和 7（2025）年度には、平成 22（2010）年度に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：平成 22（2010）年度～36（2024）年度）の計画期間が満了したことから、新たに、総合的かつ計画的にごみ処理を推進していくことを目的とした「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（計画期間：令和 7（2025）年度～21（2039）年度）を策定しました。

【現状と課題】

清掃センターは、供用開始以来 35 年が経過し、設備機器の老朽化が進んでいるため、計画的に整備を実施し、公害対策に十分配慮しながら、より効率的に、安全で安定したごみ処理を行い、更なる施設の延命化を図るとともに、次期焼却施設整備について検討を進める必要があります。

ごみ焼却量の推移は、令和 3（2021）年度に一時的に増加に転じましたが、減少傾向にあります。

関係市町村は、地理的条件、財政事情、人口、産業構造、生活様式等の異なる条件を考慮しながら、より効率的なごみ処理を行うために、資源物対象品目の拡大、適正な分別を推進する啓発活動等を行い、資源物量、資源物回収率の向上やごみの分別方法の統一を図り、循環型社会に対応した更なるごみ減量化に取り組む必要があります。

○ごみ焼却量の推移

（単位：t）

年度 区分	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
日向市	16, 592	16, 689	16, 709	15, 692	15, 190
門川町	5, 139	5, 074	4, 882	4, 749	4, 674
美郷町	881	877	972	845	814
諸塚村	194	191	203	184	176
椎葉村	383	375	366	369	355
合 計	23, 189	23, 206	23, 132	21, 839	21, 209

○施設の概要

所在地	日向市大字富高 2192 番地
構造	鉄筋コンクリート造、鉄骨造
建築面積	約 2, 400 m ²
延床面積	約 4, 300 m ²
供用開始	平成 3（1991）年 4 月

処理能力	160 t / 24 h (80 t / 24 h × 2 基)
処理方式	全連続燃焼式焼却
総事業費	30 億 5,000 万円
運営体制	直営 (受入・運転管理部門は民間委託)



日向東臼杵広域連合清掃センター概況

【施策の展開】

(1) 施設の管理・運営

清掃センターの効率的かつ適切な管理・運営による安定した処理を行うとともに、ダイオキシン類等の低減や温室効果ガスの排出削減等の環境負荷の低減対策に取り組めます。

また、宮崎県ごみ処理広域化計画や関係市町村の一般廃棄物処理計画などと整合性のとれた処理体制の構築に努めます。

(2) 施設の延命化の推進

清掃センターの「長寿命化総合計画」に基づき、計画的に施設整備や保守点検を行っていくとともに、地方債一般廃棄物処理事業を活用した基幹的設備改良事業により、施設の延命化（目標年度である令和 20（2038）年度まで）を図ります。

(3) 次期焼却施設整備の検討

次期焼却施設については、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」との整合性を図りながら、ごみ処理の現状や課題等を整理したうえで将来計画を立案し、令和 21（2039）年度の稼働開始を目指し、ごみ処理システムや事業スケジュール等の検討及び調査・計画策定等を進めます。

(4) 災害廃棄物処理

災害廃棄物処理に関しては、国の災害廃棄物処理対策指針、県の災害廃棄物処理計画及び関係市町村の計画内容と整合性を図りつつ、平成 29（2017）年度に策定した「日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画」に基づき、大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、迅速かつ適正な処理に取り組むとともに、住民の生活環境を確保するため、速やかに復旧・復興を行うように努めます。

(5) 情報の公開

清掃センターのごみ焼却量、灰搬出量、ごみの組成分析結果、排ガス測定結果等の維持管理に関する情報については、広域連合のホームページ等により適切に情報公開を行います。

(6) 関係機関との連携

国・県、関係市町村、日向入郷地区 4 R 推進協議会などの関係機関と連携し、情報の共有化を図り、ごみの減量化対策、リサイクルの推進などの施策にも積極的に協力していきます。

また、清掃センター周辺地域の環境保全対策については、施設所在地の日向市と協力して対応していきます。

3 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること

【経 緯】

平成 11（1999）年 2 月、日向市を除く関係旧 7 町村（以下「旧 7 町村」という。）は、関係各自治体が共同で利用する一般廃棄物の埋め立て処分を行う最終処分場である、広域一般廃棄物最終処分場（以下「広域最終処分場」という。）を共同で設置することに合意し、「宮崎県ごみ処理広域化計画」において、旧 7 町村が共同で管理型最終処分場を整備することが明記されました。

その後、「宮崎県日向・入郷地区ごみ対策協議会」（以下「ごみ対策協議会」という。）において、広域最終処分場を門川町栄ヶ丘に整備することが承認され、平成 12（2000）年 4 月に設置された「東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会」が主体となり、基本計画の策定や建設予定地の周辺住民に対する説明会等が行われました。

平成 13（2001）年 4 月 1 日からは、広域連合が運営主体としてその事務を承継し、平成 14（2002）、15（2003）年度に施設整備基本計画の策定及び生活環境影響調査を実施しましたが、調査の結果、用地の不足が生じること等が判明し、計画の見直しが必要となりました。

また、平成 16（2004）年 7 月のごみ対策協議会において、ごみの減量化と循環型社会の構築への取組を早急に推進するために、広域最終処分場整備より日向市を含む広域のリサイクルプラザ計画を優先させることが決議され、広域最終処分場整備計画は一時保留されることとなりました。

その後、平成 23（2011）年 5 月に「広域最終処分場建設推進協議会」を設立し、建設候補地の検討を行い、平成 26（2014）年 5 月に門川町加草地区を建設予定候補地に選定しました。平成 27（2015）年 1 月からは、建設予定候補地の現地調査及び土地所有者に対し譲渡の意向把握等を行う他、宮崎県循環社会推進課との協議を重ねました。令和元（2019）年度に将来の買収を見据えた事前協議を土地所有者と行いましたが、最終的に土地所有者に譲渡意向はなく、予定候補地としては断念することになりました。

その後、令和 3（2021）年度に「次期広域最終処分場用地選定検討委員会」を新たに設置し協議を重ね、令和 4（2022）年に美郷町花水流地区を最終候補地に選定し、令和 5（2023）年 9 月に花水流区と建設を前提とした本格調査実施に関する基本同意を締結しました。

基本同意を締結したことにより、一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務に関して日向市が令和 6（2024）年度より加入し、現在建設に向けて事業を進めています。

また、廃棄物の焼却処理した際に残ってしまった不燃性の廃棄物である、不燃残渣の処理については、日向市を除く関係 2 町 2 村（以下「2 町 2 村」という。）が日向市に対して、平成 17（2005）年度から日向市一般廃棄物最終処分場（以下「日向市最終処分場」という。）の共同利用の申入れを行っており、次期最終処分場は日向市には建設しないことの合意を得て、平成 25（2013）年 4 月

から2町2村の不燃残渣の受入が開始され、日向市最終処分場が実質的に広域的施設となりました。

そのため、次期広域最終処分場については、日向市最終処分場の埋立て終了年を考慮しながら、関係市町村の共同処理施設として整備することとしています。

【現状と課題】

現在、圏域の市町村から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの処理残渣は、日向市最終処分場において埋立て処分されています。

次期広域最終処分場を建設する前提として、基本同意を美郷町花水流区とも締結することができたことから、今後は、関係機関や地元協議会と協議・検討を行いながら、地元住民への建設同意に向けた合意形成のための説明会の実施、用地取得のための地権者との交渉及び各種調査業務など、施設整備に向けた事務を進めていきます。

○関係市町村の最終処分量の推移 (単位：t)

年度 区分	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
日向市	2, 226	2, 155	2, 135	1, 971	2, 038
門川町	694	661	636	599	631
美郷町	145	128	149	122	123
諸塚村	32	31	37	27	26
椎葉村	56	52	49	48	51
合 計	3, 153	3, 027	3, 006	2, 767	2, 869

○令和7年6月策定の基本計画における施設の概要

貯留構造物 鉄筋コンクリート構造

(計 52, 100 m³(内埋立物 40, 800 m³・覆土 11, 300 m³))

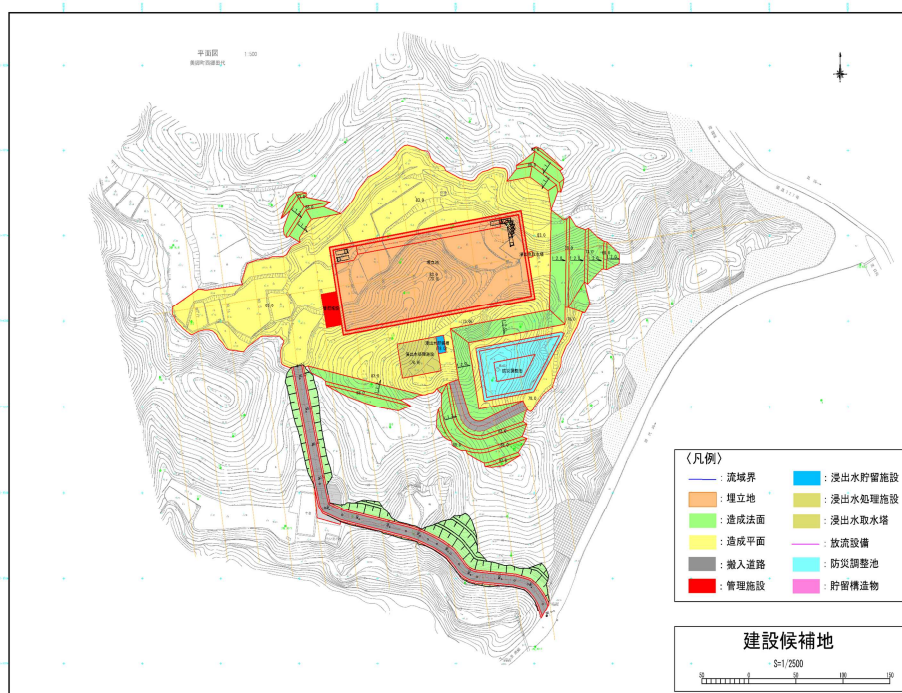
埋立形式 準好気性埋立構造 (※1)

埋立方式 サンドイッチ方式

建築施設 被覆施設 (※2)

(※1) : 埋立地の底部にある集排水管が外気に解放されており、埋立地内に空気(酸素)が流入する構造

(※2)：廃棄物最終処分場において、埋立作業に必要な空間を確保して、埋立地を覆う建築構造物



次期広域最終処分場施設計画図

【施策の展開】

(1) 管理型最終処分場の整備

関係市町村と連携し、ごみの減量化、資源化を推進することにより、日向市最終処分場における埋立て量を削減し、施設の延命化を図りつつ、埋立て終了年を考慮しながら、次期広域最終処分場の施設整備計画を進めていきます。

(2) 情報の公開

圏域内のごみ排出量や処理の現状、一般廃棄物最終処分場の必要性、次期広域最終処分場整備事業の進捗状況等について、圏域住民はもとより広く情報を公開します。

(3) 関係機関との連携

次期広域最終処分場候補地について、関係市町村及び関係機関、地域協議会と緊密に協議を行いながら建設同意に向けた地元住民との合意形成に向けて、候補地である美郷町と連携し、住民説明会等を実施します。

また、広域最終処分場建設推進協議会等において事業の進捗状況等を報告し、情報の共有化を図るとともに、将来必要となる財源等については県の関係部署と協議を行い、交付金等を活用しながら円滑な事業の推進に努めます。

4 火葬場の設置、管理及び運営に関すること

【経 緯】

東郷霊苑は、日向市、門川町及び旧東郷町が昭和 53（1978）年 10 月に共同設置し、日向市への事務委託により管理・運営を開始、平成 13（2001）年 4 月 1 日からは広域連合が運営主体として事務を承継しました。

旧斎場の老朽化に伴い、現在の斎場を平成 14（2002）年度から 16（2004）年度にかけて建設し、平成 17（2005）年 3 月に完成、同年 4 月 1 日に管理業務を民間に委託して供用を開始しました。

平成 25（2013）年度からは、管内の葬祭事業者及び関係市町村担当者合同会議を開催し、事業の進捗や斎場の運営状況等について情報の共有化を図るとともに、斎場利用者の更なる利便性の向上を図るため協議・検討を行っています。

また、安全で適切な管理運営が求められる施設であるため、平成 22（2010）年度に「日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（計画期間：平成 23（2011）～27（2015）年度）」を策定しました。圏域住民へのサービス向上と施設の適正管理と効率化、並びに地球温暖化防止対策を積極的に推進するため、平成 27（2015）年度に続き令和 2（2020）年度に計画の見直しを行い、「第 3 向日向地区斎場東郷霊苑管理運営中期計画（計画期間：令和 3（2021）～7（2025）年度）」（以下「中期計画」という。）を策定しました。

これまで、地域の環境保全と設備機器の適正な保守管理に努めながら、利用者に対して丁寧なサービスを提供するとともに、事業の進捗や運営データなど、業務運営にかかる各種情報等については広く公開し、開かれた行政運営に努めてきました。

【現状と課題】

東郷霊苑は、圏域唯一の火葬場として、人生終焉の場であるとともに遺された者にとって心のけじめをつける厳粛な施設です。また、公衆衛生上の重要な施設としての役割を担っており、安定した施設の維持管理に努めています。

しかしながら、供用開始から 21 年が経過し、設備等に経年劣化による老朽化が見られることから、令和 2（2020）～3（2021）年度に耐用年数が 15 年の機器・設備等を対象とする基幹整備工事を実施しました。

また、その他の機器・設備についても、専門業者による点検等を実施しながら、利用者の利便性の向上と安定した火葬が執行できるよう、機器等の状態を正確に把握し、中期計画に基づきながら年次的に整備する必要があります。

○火葬件数の推移

(単位：件)

年度 区分	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
日向市	810	810	959	962	919
門川町	263	265	275	284	292
美郷町	133	144	141	143	138
諸塚村	23	25	30	39	40
椎葉村	36	30	39	44	41
圏域外	29	27	35	26	26
合 計	1, 294	1, 301	1, 479	1, 498	1, 456

○施設の概要

所 在 地 日向市東郷町山陰丙 619 番地
 構 造 火葬棟：鉄筋コンクリート造
 待合棟：木造瓦葺き平屋建て
 建築面積 1, 583 m²
 延床面積 1655. 8 m²
 供用開始 平成 17 (2005) 年 4 月
 火葬方式 並流燃焼方式
 火葬炉数 6 基 (うち 1 基は小型炉)
 総事業費 8 億 3, 800 万円
 運営体制 直営 (受付・運転管理部門は民間委託)



日向地区斎場東郷霊苑概況

【施策の展開】

(1) 安全で安定した施設の管理・運営

専門業者による点検や東郷霊苑運転管理業務の受託者との連絡会議を定期的に行い、設備や機器の状態を正確に把握し適正な施設管理に努めます。

また、供用開始から20年以上が経過した各設備等について、中期計画に基づき、計画的な維持補修工事を行います。

(2) 住民サービスの向上と経営の効率化

多様化する住民ニーズを的確に把握し、丁寧なサービスを提供するとともに、利用者の更なる利便性の向上を図るため霊苑の環境改善に努めます。

また、効率的な経営が図られるよう関係機関との連携を強化するとともに、計画に基づいた適正な施設の維持管理に努めます。

(3) 情報の公開

東郷霊苑の運営状況や施設・設備の整備状況等について、広く情報を公開し、開かれた行政運営に努めます。

(4) 関係機関との連携

葬祭事業者及び関係市町村担当者合同会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、関係市町村における圏域住民の事務手続きの効率化を図るため、関係機関の協力体制の強化に努めます。

資料編



○地方自治法（抜粋）

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行つたときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

○日向東臼杵広域連合規約（抜粋）

第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。

- （1）一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。
- （2）火葬場の設置、管理及び運営に関すること。
- （3）ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。
- （4）広域計画の期間及び改定に関すること。

○日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会設置規程

第1条 日向東臼杵広域連合規約（平成26年度宮崎県シレイ21950-2333。以下「規約」という。）第5条に規定する広域計画（以下「広域計画」という。）の策定等を行うため、日向東臼杵広域連合広域計画策定等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）広域計画の策定に関すること。
- （2）規約の変更に関すること。
- （3）その他日向東臼杵広域連合（以下「広域連合」という。）の運営に関し必要な事項。

第3条 委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

第6条 委員会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表（第3条関係）

日向市環境政策課長

日向市市民課長

門川町環境水道課長

美郷町町民生活課長

諸塚村住民生活課長

椎葉村税務住民課長

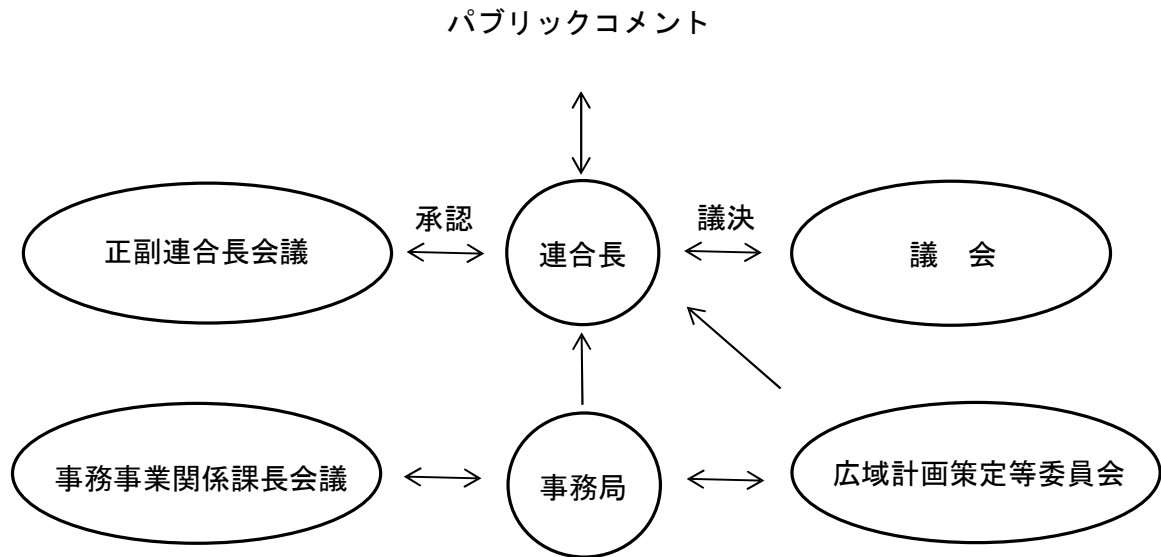
日向市総合政策課長

日向市総務課長

日向市財政課長

日向市行政改革・デジタル推進課長

○策定体制



○策定経過

年 月 日	事 項
令和7年 5月30日	第1回事務事業関係課長会議 ○策定スケジュール等の提案・協議 ○「第5次日向東臼杵広域連合広域計画」の進捗報告
8～9月頃	○「第6次日向東臼杵広域連合広域計画」（素案）の提案 素案に対する意見の集約
10月 6日	第2回事務事業関係課長会議 ○「第6次日向東臼杵広域連合広域計画」（案）の協議
10月 6日	第1回広域計画策定等委員会 ○「第6次日向東臼杵広域連合広域計画」（案）の協議
10月15日	副広域連合長への中間報告
10月15日	広域連合長への中間報告
11月17日	広域連合議会全員協議会での中間報告
11月25日～ 12月12日	パブリックコメント実施
1月13日	第3回事務事業関係課長会議 ○パブリックコメント結果、広域計画（最終案）の確認

1月13日	第2回広域計画策定等委員会 ○「第6次日向東臼杵広域連合広域計画」(最終案)の確認
令和8年 1月19日	正副連合長会議 ○「第6次日向東臼杵広域連合広域計画」(最終案)の承認
2月16日	広域連合議会上程・議決

○広域計画策定等委員会委員名簿

委員会役職	氏 名	役 職
会 長	黒木 升男	広域連合 副長
委 員	渡部 憲二	日向市 環境政策課長
委 員	斧 由美	日向市 市民課長
委 員	小林 英彦	門川町 環境水道課長
委 員	黒田 和幸	美郷町 町民生活課長
委 員	田丸 光夫	諸塚村 住民生活課長
委 員	黒木 治実	椎葉村 税務住民課長
委 員	麻田 悦子	日向市 総合政策課長
委 員	小坂 公人	日向市 総務課長
委 員	山内 徳靖	日向市 財政課長
委 員	寺尾 公孝	日向市 行政改革・デジタル推進課長

(事務局)

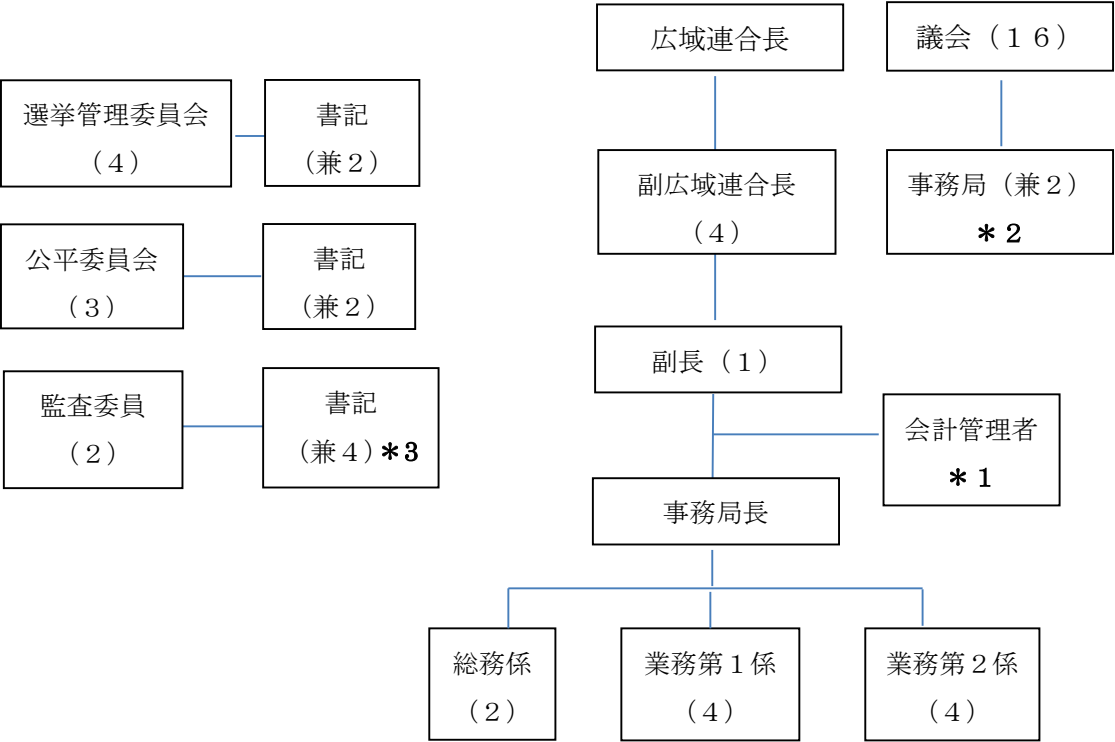
日向東臼杵 広域連合	事務局長	黒木 悟
	局長補佐兼総務係長	中田 千恵美
	業務第1係長	吉玉 賢司
	局長補佐兼業務第2係長	上杉 幸司
	総務係主任主事	黒木 亜里沙

○日向東臼杵広域連合設立経緯及び経過

- S47. 7. 1 日向市と東郷町により日向・東郷衛生施設組合（単独一部事務組合）を設置。
- S48. 11 美々津し尿処理場竣工（平成 11 年度廃止）
- S51. 2 富高清掃工場竣工（平成 3 年度廃止）
- S62. 5 財光寺汚泥処理場竣工（平成 18 年 2 月 25 日日向市へ承継）
- H 元. 3 ごみ処理施設に関する事務に門川町が加入。組合の名称を日向地区衛生施設組合に変更。
- H 3. 3 清掃センター竣工 H3. 4 供用開始
- H10. 8.28 日向入郷広域行政研究会の設置（10 年度 3 回、11 年度 4 回開催）
県の指導により、圏域の抱える広域行政課題に対応するための調査研究を行う。
- H11. 8. 3 宮崎県広域行政研究会の設置（11 年度 2 回、幹事会 5 回開催）
- H12. 1.27 日向入郷広域行政研究会において、一般廃棄物最終処分場、火葬場、し尿処理場、ごみ処理施設の 4 事務を共同処理する広域連合を設置することが決定。
- H12. 4. 1 ごみ処理施設に関する事務に南郷村、北郷村、諸塚村が加入。
- H12. 5.17 日向入郷広域行政研究会において、広域連合設立の方向性と 8 市町村の合意方法を確認。
- H12. 5.29 日向・東臼杵南部市町村振興協議会総会において、広域連合の設置に 8 市町村長が合意。
- H12. 6. 6 事務局視察研修（大分県東国東、竹田直入）
- H12. 6.16 日向入郷広域行政研究会開催（以降、年度末まで 6 回開催し、詳細を検討）
- H12. 7. 3 日向市企画課内に「日向・東臼杵南部市町村振興協議会広域連合設立準備室」を設置。
- H12. 9. 6 第 1 回広域連合研修会（日向市中央公民館、215 名参加）
- H12.10.20 第 2 回広域連合研修会（日向市中央公民館、218 名参加）
- H12.11. 7 日向・東臼杵南部市町村振興協議会臨時総会において、広域連合の規約案に 8 市町村長が合意。
- H12.12 8 市町村の議会において、関係議案が可決。
・東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会の廃止（2 町 5 村）
・日向地区衛生施設組合の解散及び財産処分（1 市 2 町 3 村）
・火葬等の事務の受委託の廃止（1 市 2 町）
・広域連合の設立（8 市町村）
- H13. 2. 6 県知事あて広域連合設置許可申請書提出。
- H13. 3.23 県知事が広域連合の設置を許可。
- H13. 3.31 日向地区衛生施設組合解散。東臼杵南部広域最終処分場整備計画策定協議会廃止。
- H13. 4. 1 **日向東臼杵南部広域連合設置。**広域連合長選挙並びに設立式典を挙行。
- H13. 4.23 平成 13 年第 1 回広域連合議会（臨時会）招集。
・専決処分報告 19 件（条例、事件決議、暫定予算）、人事案件 7 件、条例 4 件、事件決議 1 件、予算等

H14. 2.28	第1次広域計画（H13～17）議決。
H17. 4. 1	日向地区斎場東郷霊苑新施設供用開始。
H17.12	8市町村の議会において、規約変更議案が可決。
H18. 1. 1	構成市町村数6市町村（日向市、門川町、東郷町、美郷町＊、諸塚村、椎葉村） ＊合併前（旧西郷村、旧南郷村、旧北郷村）→合併後（美郷町）
H18. 1. 1	規約変更施行（構成市町村数、議員定数、副連合長の数変更、助役が収入役事務を兼掌する旨のただし書き追加）
H18. 2.25	構成市町村数5市町村（日向市＊、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村） ＊合併前（日向市、旧東郷町）→合併後（日向市）
H18. 2.25	規約変更施行（構成市町村数、議員定数、副連合長の数変更、し尿処理事務の廃止）
H18. 2.25	事務の変更 し尿処理事務を廃止 し日向市へ承継。
H18. 3. 1	第2次広域計画（H18～22）議決。
H19. 2.26	規約変更許可（ごみ処理施設事業へ美郷町西郷区及び椎葉村が加入）
H19. 3. 1	第2次広域計画の変更 の議決。
H19. 3.30	規約変更許可（地方自治法の改正に伴う変更。助役を副長へ変更し収入役を廃止し、会計管理者を置くなど）
H19. 4. 1	事務の変更：ごみ処理施設事業に美郷町西郷区及び椎葉村が加入。
H19.11. 6	規約変更施行（議員定数の変更）
H20.10. 7	清掃センター更新計画等検討委員会設置
H21. 3.26	清掃センター焼却処理施設延命化長期計画書作成
H22. 9.27	日向東臼杵南部地域循環型社会形成推進地域計画について国の承認を受ける。
H23. 2.24	第3次広域計画（H23～27）議決。
H23.11.22	日向東臼杵南部広域連合資金積立基金条例施行
H24. 4. 1	規約変更施行（負担割合の変更）
H26. 2.12	規約変更許可（同日施行 議員定数の変更）（名称の変更）
H26. 4. 1	規約変更施行 日向東臼杵広域連合に名称変更
H28. 2.24	第4次広域計画（H28～32）議決。
R3. 2.12	第5次広域計画（R3～7）議決。
R4.10.17	次期広域最終処分場最終候補地の選定
R5. 1.20	規約変更許可（同日施行 議員定数の変更）
R5. 9.21	次期広域最終処分場建設前提の本格調査に係る基本同意を花水流区と締結。
R6. 1.10	規約変更許可（R6. 4. 1 施行 一般廃棄物最終処分場の日向市事務事業加入）
R6. 3. 1	清掃センター長寿命化総合計画作成
R6. 3.29	国より日向東臼杵広域連合地域循環型社会形成推進地域計画の承認を受ける。
R7. 6.25	一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定。次期広域最終処分場整備基本計画策定。
R8. 2.16	第6次広域計画（R8～12）議決【予定】。

○日向東臼杵広域連合組織図（令和 7 年 4 月 1 日現在）



* 1 ～ 3 は、日向市職員が併任
他にも併任職員あり（表記省略）



門川町(乙島) 美郷町(おせりの滝) 諸塚村(あけぼのつつじ) 椎葉村(大久保のヒノキ) 日向市(クルスの海)

第6次日向東臼杵広域連合広域計画 令和8(2026)年2月

日向東臼杵広域連合

〒883-0034 宮崎県日向市大字富高2192番地

T E L (0982) 53-3401

F A X (0982) 52-7889

E メール rengo@hyugacity.jp

ホームページ <https://hyuga-kouiki.jp/>